

令和8年度 大阪市立みどり小学校「学校いじめ防止基本方針」

令和8年5月1日

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

いじめには多様な態様がある。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場にたち、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察したり複数の教職員からの情報を総合したりするなどを通して確実にやっていく。

2. 本校の基本方針のポイント

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめ問題に対応していくため「みどり小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

本校では「いじめはいつでも、どの学校においても、どの学級でも起こり得る。」との認識のもと、いじめの未然防止と早期認知に努めるとともに、いじめ事案発生時には一刻も早くいじめを受けた子どもを救済しその尊厳を回復し守っていく。

いじめ問題への対応のポイントとして以下の4点を挙げる。

- ① いじめを絶対に許さない学校づくりに関する取組
- ② いじめの未然防止についての取組
- ③ いじめの早期認知のための取組
- ④ いじめ事案の調査及び早期対応についての取組

3. いじめを絶対に許さない学校づくりに関する取組

＜基本姿勢＞

人はすべてかけがえのない命と幸せになる権利を持ってうまれてきた存在であるとの認識を基盤とし、異なる個性を比較して優劣をつけることの愚かさやお互いに敬意を払い尊重していくことの大切さについて理解を進める中で、異質共存と多文化共生の姿勢を育てていく。

- ・学校教育と学校生活の全てを通じて、いじめを許さない雰囲気が学校全体にいきわたり、いじめを許さないとする人権感覚が児童にみに身に付くようにする。

- ・子どもたち同士が互いにいいところを見つけ合う場を意図的・計画的に作り、子どもたち一人ひとりの自尊感情を育む。
- ・「みどり小学校 学校安心ルール」を基に全ての児童の規範意識を育てる。

4. いじめの未然防止についての取組

＜基本姿勢＞

学校や学級には異質なものを排除して集団の結びつきを強めようとする傾向がありいじめを生みやすい環境であることを認識したうえで、そのようないじめの芽を生じさせない互いに認め合い一人一人が尊重され大事にされる学校運営や学級づくり集団づくりを行うようにする。

○互いに認め合い高め合える学級・集団をつくる

- ・配慮を要する児童を学級の核として位置づけ、細かな変化を見逃さない指導を行っていく。

○道徳教育においていじめ問題を取り扱う

- ・道徳教育等を通じて、同質異質を問わず、人間関係の如何を問わず、好き嫌いを問わず、いじめてはならないという普遍的な理念についての学びを進める。
- ・いじめという行為は断じて許されない。
- ・いじめ問題はいじめる側が悪い。いじめられる側にも責任があるとの考え方は決して受け入れない。
- ・いじめを受けた児童をいじめから救済し、その尊厳を守ることを最優先する。

○教職員のいじめ問題への対応能力の向上を図る

- ・教職員研修を実施し、いじめ問題につて正しく理解する。時代の移り変わりや子どもたちの実態と共に変化するいじめの定義およびいじめの様態を正しく理解し、いじめを見逃さず早期に対応できる能力を身に付ける。
- ・いじめ事案への校内連携体制を整える。いじめ事案発生時には、当該学年担当教員に加え、管理職、教務主任、生活指導部長、人権教育主任、養護教諭から成るチームをつくり組織的に判断し対応する。（「7. いじめ問題に取り組むための校内組織」）
- ・いじめ事案発生時の対応体制を整え、組織的な対応がとれるようにする。（「9. いじめを認知した際の対応の流れ」）

○子どもたちの多様な人間関係の機会拡大を図る

- ・子どもたちの所属集団が学級に限定され固定的な人間関係となることのないよう、委員会活動やクラブ活動、学年内交流、異学年交流などを通して多様な人間関係を構築する機会を提供する。

5. いじめの早期認知についての取組

＜基本姿勢＞

いじめは発見しにくいものとの認識に立ち、積極的にいじめの認知に努める。いじめは時として、いじめを受けた本人がいじめの事実を大人に伝えられなかったり、仲間の一員でありたいという気持ちやいじめられていると認めたくない自尊心などからいじめの事実を否定したりすることもあることから、当該児童の表面的な様子や回答のみで形式的に判断せず、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察たり当該児童をとりまく状況について聞き取りを重ねたりする中でいじめ認知に努めていく。

○児童観察の充実と情報の共有

- ・学級担任は子どもたちの学校生活の様子を観察し、児童の交友関係と生活実態を把握する。児童が学習活動で使用する一人一台端末の中にある「こころの天気」により収集される情報も活用し、児童の些細な変化や児童が発するサインを見逃さないように努める。
- ・学年打ち合わせ会において、気になる児童の情報や児童から発信された情報について情報共有を図り、児童の実態・学級の実態・学年の実態について確認する。
- ・スクリーニング会議（生活指導委員会内にてスクリーニング会議として実施）を行い、個々の児童の様子や各学級の状況から分析を進め、いじめの芽の発見に努める。

○定期的な調査

- ・児童を対象とするいじめに関するアンケート調査を毎学期行い、いじめの実態把握に努める。
- ・保護者を対象とするいじめに関するアンケート調査を毎学期行い、いじめの実態把握に努める。

○教育相談体制の充実

養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを活用した教育相談の体制を整え、誰もが安心して相談することができるようにする。

○相談窓口の周知

- ・児童からの悩みや相談を広く受け止められるようにする。また、いじめを受けている児童や保護者のが助けを求められるようにすると共に、いじめに気付いた第三者（他の児童や大人）が通報できるように相談窓口について周知を行う。
（「いじめSOS通報」、「24時間子供SOSダイヤル」「子どもの人権110番」「チャイルドライン」「子ども家庭相談室電話相談」「LINEによる相談窓口」）

6. いじめ事案の調査及び早期対応についての取組

＜基本姿勢＞

いじめを認知した場合には関係児童に直ちにその行為をやめさせると共に、いじめを受けた子どもの「救済」と「尊厳」を最優先としてその対応を行う。その際、いじめを受けた児童およびその保護者の要望・意見を聴取し、最大限尊重して対応を進めていく。いじめを認知した教職員は速やかに報告を行い、校内で共通理解を進め組織的にいじめ事案に対応していく。

○いじめの報告体制について

- ・「あってはならない事」との意識から、いじめの事実を隠蔽するようなことはあってはならない。いじめを認知した教職員は、校内体制に従い管理職等への報告・連絡・相談を行う。
- ・いじめ事案を特定の教職員で抱え込まないよう、情報を共有化し教職員間で連携し、組織として対応していじめ問題の解決を図る。

○いじめ事案に対応する校内体制

- ・「7. いじめ問題に取り組むための校内組織」によりいじめ事案へ対応する。

○事実関係の把握

- ・いじめ事案の背景・経過・事実関係等に関して当該児童ならびに関係児童、周囲の児童から個別に聞き取りを行い正確な事実関係の把握を行う。正確な事実関係を確認したうえで指導方針を決定していく。

○被害児童および保護者への対応

- ・いじめを受けた児童の救済と尊厳を最優先として対応を進める。いじめを受けた児童と保護者の要望・意見等を聴き取り、その要望・意見等を最大限尊重して対応を進める。
- ・いじめに苦しんでいる児童には、いじめを行っているこどもとの人間関係を断ち切りいじめが行われている閉鎖的な集団から解放される自由を保障する。
- ・いじめを受けた児童と保護者に対する情報開示及び説明を積極的に行う。

○加害児童への対応措置

- ・問題行動の種類・重篤度と学校等による措置を一対一对応させた「学校安心ルール」によって事前に明示したルールを公平に適用し、例外的な事由がない限り、ルールどおりの段階的な対応措置をとる。

○関係機関との連携について

- ・いじめの事態に応じて専門機関・関係機関と連携して対応にあたる。特に、インターネット上のいじめに対しては『大阪の子どもを守るサイバーネットワーク』を活用し、警察や法務局等の関係諸機関と連携して対応を行う。

7. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

○委員会名：いじめ対策委員会

(生活指導委員会内においていじめ対策委員会として実施する。)

○構成：校長（責任者）・教頭・学年主任教員・教務主任・生活指導部長・人権教育主任・養護教諭等（いじめ事案対応時には当該学年教員が加わる）

○役割

- ・「大阪市立みどり小学校 学校いじめ防止基本方針」に基づく具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ・いじめの疑いに関する情報や、児童生徒の問題行動に関わる情報の収集や記録、共有を行う。
- ・いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、関係児童生徒への事情聴取、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行う。

○年間計画（委員会の実施時期、回数、アンケートの実施・活用、研修会等について）

- ・いじめ対策委員会の開催
 - ① 定例会：毎月（生活指導委員会内にて開催）
 - ② 臨時会：課題や問題が生じた際に開催
- ・調査等
 - ① 児童生徒対象いじめアンケート調査（年3回：7月・12月・2月）
 - ② 保護者対象いじめアンケート調査：年2回（7月・10月）
 - ③ 学年打ち合わせ会による情報共有：毎週
 - ④ いじめ対策委員会（生活指導委員会）：毎月
 - ⑤ 「こころの天気」（児童が入力するシステム）による情報収集：日々
- ・研修会
 - ① いじめ問題研修会（4月・9月）
 - ② 人権教育実践研修会（5月・11月）
- ・学習
 - 「いじめについて考える日」（児童の学びの機会）：GW明け1日

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

- ・ホームページや学校だよりなどによりいじめ問題についての啓発活動を行い、学校・家庭・地域が連携した取組を推進する。
- ・学校協議会への提案を行い協力体制を整える。「大阪市立みどり小学校 運営に関する計画・自己評価」および「大阪市立みどり小学校 学校いじめ防止基本方針」により、いじめ問題に対する本校の取組方針や取組の様子を伝え、助言を得るとともに協力体制の構築に取り組む。

(3) 取組内容の検証

○「大阪市立みどり小学校 運営に関する計画・自己評価」において

「大阪市立みどり小学校 運営に関する計画・自己評価」の中の「安心・安全な教育の推進」の中期目標および年度目標において、認知したいじめの解消率を

指標として掲げている。中間評価および年度末評価にむけて、校内で発生したいじめの認知件数とそれら事案の対応状況を確認する。

○アンケート調査において

児童を対象とするスクールライフノートアンケートや保護者を対象とする学校生活アンケートにおけるいじめに関する質問や児童の規範意識に関する質問についての回答を集計・分析し、取組についての自己評価を行う。

8. 重大事態事案への対処

児童等がその生命等に重大な被害を受けた事案（「いじめ重大事態事案」）が生じた場合には以下の対応をとる。いじめ重大事態事案とは以下の場合である。

- ・ いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき
- ・ いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

- ① いじめを受けた児童の安全の確保及び事案の更なる深刻化の防止のためのそちを直ちに講じる。
- ② 速やかに大阪市教育委員会に報告する。
- ③ 児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会（以下、「第三者委員会」）による初動調査を実施。学校および教育委員会は初動調査に協力する。
- ④ 第三者委員会による初動調査結果を被害児童および保護者に提示する。
- ⑤ 被害児童保護者の意向に基づき、第三者委員会により詳細調査を実施する。学校および教育委員会は詳細調査に協力する。
- ⑥ 第三者委員会による詳細調査結果報告書の案を提示しを説明を行う。第三者委員会は報告書を完成させ市長および教育委員会に報告書を提出する。

9. いじめを認知した際の対応の流れ

【いじめの発見】

- ・ 児童、保護者、クラスメート等からのいじめ行為についての訴えや相談
- ・ 教職員によるいじめの発見

↓

【報告・共通理解】

- ・ 管理職、学年主任、生活指導部長、人権教育担当等に報告

↓

【いじめ対策委員会開催】

- ・ いじめ緊急度の判定（緊急度高の場合は「重大事態事案の対応」へ）
- ・ いじめ対策委員会を開催し事実確認の方針を決定

↓

【事実関係の把握】

- ・ 学級担任、学年主任を中心に聞き取り

↓

【いじめ対策委員会開催】

- ・聞き取りから分かった事実関係を踏まえ指導方針を決定



【被害児童の救済】

- ・被害児童をいじめから救済し、その尊厳を守る

【加害児童への指導】

- ・「学校安心ルール」に基づく加害児童への対応措置

【被害児童・加害児童の保護者への連絡】



【学級および学年での全体指導といじめについての学習】

【学校全体でいじめについての学習】

平成27年6月1日 作成

平成30年6月1日一部改正

令和3年4月16日改訂

令和8年 8月19日改訂